

✚ 貨物概要

すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）の卵を塩蔵調味液に漬け込んだ後、冷凍したもの（卵巣膜を除去していないもので、製品の全重量に占める各成分の割合は下記のとおり）

成分割合：すけそうだらの卵 89.1%、塩 6.4%、L-グルタミン酸ナトリウム 1.8%、グルコン酸ナトリウム 1.2%、D-ソルビトール 0.9%、乳酸カルシウム 0.3%、酸化防止剤 0.2%、着色料 0.1%

✚ 分類

関税率表第 0305.20 号（統計番号 0305.20-020）の塩蔵したたらこの卵

✚ 分類理由

本品は、塩以外の調味料（L-グルタミン酸ナトリウム、グルコン酸ナトリウム、D-ソルビトール、乳酸カルシウム）の含有量の合計が全重量の 4.5% 未満であることから、国内分類例規第 1604.20 号「1. たらこ（たらこの卵）の調製品の関税分類について」により、関税率表第 3 類に規定された方法以外の方法により調製（調味）したたらこの卵とは認められません。

したがって、本品は、塩蔵したたらこの卵として、上記のとおり分類します。

✚ 国内分類例規第 1604.20 号「1. たらこ（たらこの卵）の調製品の関税分類について」における分類のポイント

すけそうだらの卵を調味液に浸漬したものについては、塩以外の調味料の含有量の合計が全重量の 4.5% 以上である場合、調製したものと認め、同表第 16.04 項（1604.20 号-1-(1)）に分類されます。

ただし、附属器官（例えば、卵巣膜）が除去され、かつ、塩蔵されたものは、調味料の含有量に関わらず同表第 16.04 項に分類されます（関税率表解説第 16.04 項参照）。

また、調味液への浸漬に加え、くん製、炙り、蒸し等の他の加工工程を経た物品及び、唐辛子等を含有する物品には、上記によらずとも同表第 16.04 項に分類されるものがあります。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる
ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）